

## 施設利用料金の改正について（お知らせ）

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。（項目のない利用料金については改定はありません）なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

指定管理者：公益財団法人愛知県都市整備協会

### ○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額（尾張広域緑道）

施設名	区分		単位	現料金の額（円）	10月1日からの 利用料金（円）
体育室	専用利用		2時間につき	620	630
			4時間につき	1,230	1,250
			8時間につき	1,850	1,880
体育館	専用利用	全部利用	2時間につき	1,850	1,880
			4時間につき	3,700	3,770
			8時間につき	5,550	5,650
		2分の1利用	2時間につき	620	630
			4時間につき	1,230	1,250
			8時間につき	1,850	1,880
		8分の1利用	2時間につき	310	320
			4時間につき	620	630
			8時間につき	930	950

### ○利用料金の額（尾張広域緑道）

施設名	区分	単位	現料金の額（円）	10月1日からの 利用料金（円）
レンタサイクル		1日につき	300	310